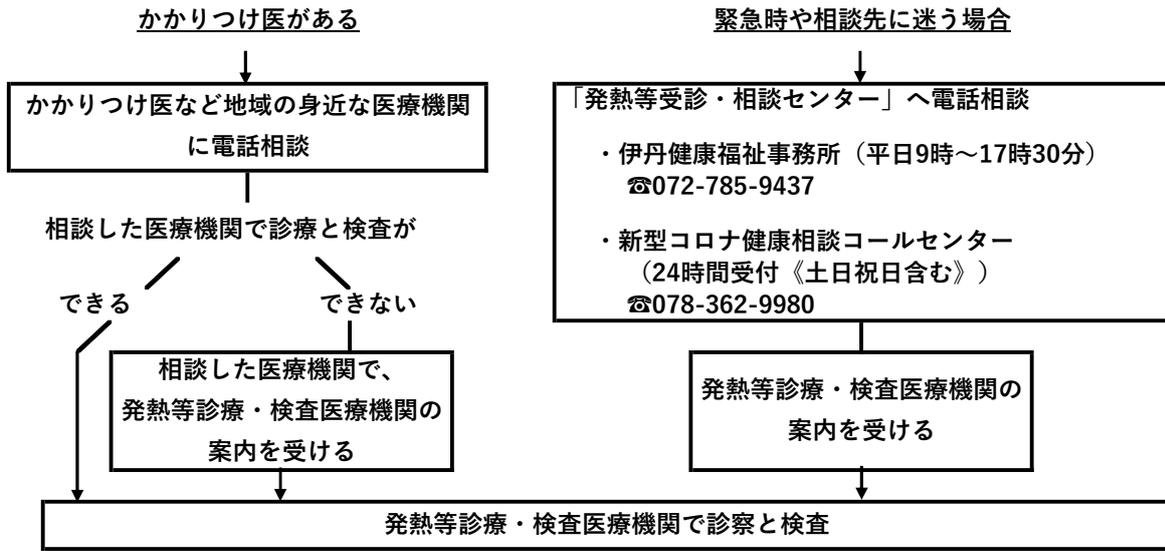


【川西市】新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

【令和4年1月15日～】
 ※二重下線は前回からの変更箇所

◆◆◆ 発熱などの相談と受診の流れ ～まずは電話で相談を～ ◆◆◆



幼児児童生徒が、

① 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から指示された自宅等への待機期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とする。
② 濃厚接触者に認定された場合	⇒ 保健所から指示された自宅待機期間を出席停止とする。
③ 医師や保健所の指示でPCR検査を受ける場合 （念のための検査*を含む）	⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
④ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状 （ワクチン接種後を含む）がある場合	⇒ 症状が消失するまで出席停止とする。（ただし、左記の症状がアレルギー疾患等、別の疾患によるものと判明した場合はこの限りではありません。） ～発熱に対して解熱剤を使用した場合～ 解熱後、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。
⑤ 感染が心配で、登校園所を見合わせる場合	⇒ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とする。
⑥ 医療機関等において新型コロナワクチンの接種を受ける場合	⇒ 学校園所に相談の上、出席停止扱いとすることができる。

幼児児童生徒と同居する家族等が、

⑦ 新型コロナウイルスに感染した場合	⇒ 保健所から幼児児童生徒に対して指示された期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑧ 医師や保健所の指示でPCR検査を受ける場合 （念のための検査*を含む）	⇒ 家族等の検査結果が判明するまでの期間を、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。
⑨ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状 （ワクチン接種後を含む）がある場合	⇒ 家族等の症状が消失するまで、 <u>幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。</u> （ただし、 <u>医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断された場合は、幼児児童生徒は出席可</u> ） ～発熱に対して解熱剤を使用した場合～ 解熱後、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の状態が24時間以上続いていることを確認してください。

※ ここでの「念のための検査」は、感染の疑いでの検査やクラスター検査を指しており、事業者や個人が自らの発意で行うPCR検査は含めません。

・ 今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。